

12月1日から地域福祉活動の担い手 民生児童委員が新たに委嘱されました

民生児童委員の二斉改選により、新たに三十二名の民生児童委員と二名の主任児童委員が決定し、厚生労働大臣、福島県知事より委嘱状が交付されました。任期は平成二十五年十二月一日から三年間です。

民生児童委員は、社会福祉の精神をもって、多様化する地域福祉の諸問題に取り組みます。

主任児童委員は児童福祉に関する事項を専門的に担当します。委嘱状の交付後、民生児童委員協議会総会が開催され、会長に横山圭子さん、副会長に目黒良平さん、藤田希恵子さんが選出されました。

民生児童委員



会長 横山 圭子さん
担当地区 橋戸



副会長 藤田 希恵子さん
担当地区 新町



副会長 目黒 良平さん
担当地区 塩ノ岐



目黒 より子さん
担当地区 田中



矢沢 順子さん
担当地区 原



目黒 ハナエさん
担当地区 宮淵・上町



須佐 ひろみさん
担当地区 叶津・入叶津・八木沢



鈴木 雅子さん
担当地区 新屋敷



菅家 トヨ子さん
担当地区 只見沖



本名 ムツさん
担当地区 蓮ノ原



目黒 ミヤさん
担当地区 沖・根木沢



菅家 喜佐男さん
担当地区 黒谷入



目黒 由実子さん
担当地区 舘ノ川・黒沢



五十嵐 イミ子さん
担当地区 塩沢・十島



三瓶 キクエさん
担当地区 蒲生宮原・寄岩



五十嵐 アキ子さん
担当地区 蒲生居平・久保



三瓶 秀樹さん
担当地区 長浜・荒島



目黒 敬子さん
担当地区 熊倉・亀岡・深沢



渡部 新喜さん
担当地区 小川上



栗木 理恵子さん
担当地区 小川下・荒井原



渡部 永子さん
担当地区 下福井



堀金 太一さん
担当地区 上福井



木津 貞子さん
担当地区 黒谷町



梁取 祝久さん
担当地区 坂田



角田 利枝子さん
担当地区 大倉下



佐藤 則子さん
担当地区 大倉上



矢沢 英也さん
担当地区 二軒在家



山内 ふち子さん
担当地区 梁取



角田 たかえさん
担当地区 小林下



平山 久美子さん
担当地区 小林上



渡部 千重子さん
担当地区 全域



赤塚 洋さん
担当地区 全域

主任児童委員は、民生児童委員と連携して児童・家庭問題の相談などに取り組みます。

主任児童委員



菅家 友徳さん
担当地区 布沢下



梁取 美鈴さん
担当地区 布沢上

民生委員・児童委員とは

～お気軽にご相談ください～

地域に暮らす方々が安心して生活できるように、日々の暮らしの中で困ったり悩んだりしたことを相談できる相手です。地域の一員として皆さんと一緒に生活しながら、皆さんの立場に立って心配ごとや困ったことを解決するお手伝いをします。

子育てのこと、学校のこと、介護のこと、経済的なことなど、皆さんの秘密は守りますので、お近くの民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

なお、民生委員は児童委員を兼ねていることから、民生児童委員とも呼ばれます。

主任児童委員とは

～子どもに関することを専門に担当～

主任児童委員は、子どもの福祉に関して次の事項について取り組んでいます。

- ①子どもの福祉に関係する機関との連絡調整
- ②児童委員の活動に対する援助・協力
- ③児童委員とともに乳幼児をもつ親の子育てに関する活動や、児童の福祉に関する活動

民生児童委員の職務

～あなたの心配ごとをお手伝いします～

民生児童委員・主任児童委員の役割を一言で言うと「援助を必要とする人が、その能力に応じて自立した生活ができるよう相談に乗ったりサービスの利用を支援したりすることです。」

皆さんの立場で親身になって相談に乗ったり、心配ごとを解決するために関係機関との連絡調整役を務めます。

それらの活動をするために次の、七つのはたらきがあります。

民生委員・児童委員の

～7つのはたらき～

一 社会調査のはたらき(アンテナ的な役割)

担当区域の住民の実態や福祉ニーズを、日常的に把握します。

二 相談のはたらき(世話的な役割)

地域住民が抱える問題について、住民の立場に立ち親身になって相談に乗ります。

三 情報提供のはたらき(告知板的な役割)

社会福祉の制度や福祉サービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

四 連絡通報のはたらき(パイプ的な役割)

住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう、関係機関や団体等に連絡し、必要な対応を促します。

五 調整のはたらき(潤滑油的な役割)

住民の御福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。

六 生活支援のはたらき(支援的な役割)

住民の求める生活支援活動を自ら行い、また支援体制をつくっていきます。

七 意見申のはたらき(代弁的な役割)

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりま活動を通じて得た問題点や改善策についてとりま関係機関などに意見を提起します。

七つのはたらきを実践するために、民生委員・児童委員は定例会を月一回開催し、地区別懇談会等により地域の状況を共有するとともに、各種研修会、勉強会を実施し、福祉サービスの内容などを確認しています。

また、教育委員会と連携し「カルガモ・クラブ」の運営に携わり、子育て支援活動を行っています。



カルガモクラブでの七夕の様子

その他にも、地域支え合いの担い手として、日々の訪問活動や、社会福祉協議会が行う事業への協力など精力的な活動を行っています。



お楽しみ昼食会の様子